## 第6章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設等 の操作に関する事項

## 第1節 新川流域排水調整要綱

新川流域においては、平成12年9月の東海豪雨災害を契機に、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、農地ポンプを含めたポンプ施設の操作について定めるため、平成13年6月に新川流域総合治水対策協議会において以下のとおり「新川流域排水調整要綱」を制定し、運用している。

今後も引き続きこの要綱を運用していくが、河川改修の進捗等状況の変化に合わせて、 適正な見直しを図るものとする。

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所
位 置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸
設置場所	名古屋市中川区 下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日 振形 127-1
管理事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所

表 6.1 基準点

	表	6.2	基準点と排水調整対象流域
--	---	-----	--------------

		基準点		
		下之一色	水場川外水位	春日
排水調整対象流域	新川下流域	•	_	_
	新川上流域	•	•	
	五条川流域	•	_	•

表 6.3 各基準点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準点	下之一色	水場川外水位	春日
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m
停止水位 (危険水位)*	TP2. 90m	TP5.20m	TP5.40m
再開水位	TP2.70m	TP5.00m	TP5, 20m
		W 1 2 2 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

\*危険水位:洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫 の起こる恐れがある水位

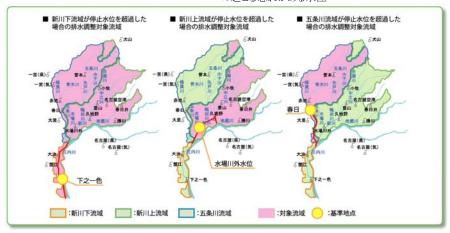


図 6.1 運転調整ルール設定図

## 第2節 情報の伝達・共有、指揮体制

「新川流域排水調整要綱」に基づき、ポンプ施設の運転調整を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに、情報伝達、収集、共有を円滑に実施することを目的に国、県、関係市町(防災、下水道管理者等含む)、水防組合からなる「新川流域排水調整連絡協議会」を平成13年6月より設置し、運用している。

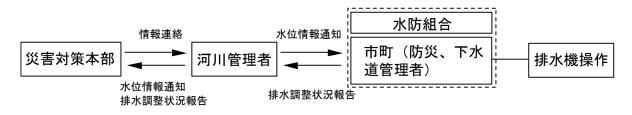


図 6.2 排水調整の伝達ルート